

論  
説

外国公債破綻に関する法的諸問題の一考察

——アルゼンチン公債の償還をめぐるドイツ判例を素材として——

實  
川  
和  
子

目 次

- I はじめに
- II 二〇〇六年六月一三日フランクフルト・アム・マイン上級地方裁判所判決
  - 1 事案の概要
  - 2 IMF協定第八条第二項b号の適否
  - 3 国家緊急避難抗弁の適否
  - 4 外国の外国為替法の顧慮
- III 若干の考察
  - 1 IMF協定第八条第二項b号について
  - 2 国家緊急避難抗弁について
  - 3 外国の外国為替法の顧慮について

## 4 総括

## IV 結びに代えて

## I はじめに

国際金融市場における資金調達的手段として、社債や公債といった債権発行による直接金融による割合は、近年大幅に増えてきている。我が国の国際金融市場においても、外国公債取引は活発に行われ、例えばグローバル・ソブリン債などの名目の下、新興諸国の公債が取引されている。しかしながら、そうした公債発行国が債務危機に陥った場合、その償還をめくり、どのような法的諸問題が生じるのか。

この点、我が国においても既にナウル共和国公債事件において争われたことがある。<sup>(1)</sup> 同事件においては、ナウル共和国金融公社側が、裁判権免除の申し立てをしたが、我が国の裁判所は、制限免除主義の立場をとり、債務国側であるナウル共和国の主張を認めなかった。

またアルゼンチン共和国債がデフォルトに陥った際には、裁判という形式で争わずに、投資家はアルゼンチン共和国が提示した、約七〇%削減された債券に交換というエクステンジオファーを飲むという形で解決に至っている。<sup>(2)</sup>

そして外国国家ではないが、二〇〇八年にはアイスランドの最大手銀行のカウプシング銀行が日本で発行した円建て外国債(サムライ債)がデフォルトの危機に陥ったり、民間企業の米国リーマン・ブラザーズ・ホールディング

グスが経営破綻をし、同社発行のサムライ債がデフォルトになった記憶もまだ新しいであろう。<sup>(4)</sup>

このように、諸外国の経済危機を契機とする法的諸問題に、我が国においても現実の問題として直面している。もちろん、上記のように必ずしも裁判という形で問題となっていないわけではないが、こうした外国公債破綻に関する法的諸問題を考察することは少なからず我が国においても重要な一課題であると考ええる。それゆえ、本稿では、外国公債破綻に関する法的諸問題について若干の考察をしていくこととした。

この法的諸問題については、ナウル共和国公債事件のように裁判権免除をめぐる問題などもあるが、本稿においては外国法実務上の論点を検討して、ナウル共和国公債事件のように裁判権免除をめぐる問題などもあるが、本稿においては、アルゼンチン共和国債をめぐる訴訟が提起され、数多くの判例および解説が見られるドイツ判例をその素材として取り上げ、分析を加えることにする。アルゼンチン債に関するドイツ判例はいくつも出されているが、<sup>(5)</sup>本稿においては、特に二〇〇六年六月一三日のフランクフルト・アム・マイン上級地方裁判所判決を素材とする<sup>(6)</sup>ことにしたい。なぜなら、当該判決においては、外国公債破綻に関する二〇〇三年の裁判例でも言及されていた論点、<sup>(7)</sup>例えばIMF協定第八条第二項b号の適否および国家緊急避難抗弁の<sup>(8)</sup>適否といった問題に詳細に言及されていることから、外国公債破綻に関わる法的論点を概観できるのではないかと考えるからである。そしてそれらの諸問題は、わが国の法実務において未だ争われたことがないため、わが国の法解釈学への示唆を得られると考えるからである。したがって、以下ではまず、事案の概要を簡潔に説明した上で、各争点に関する裁判所の判示内容を紹介する<sup>(II)</sup>。次に、そうした判示内容に対して考察を加え、若干の示唆を得たいと考える<sup>(III)</sup>。

## II 二〇〇六年六月一三日フランクフルト・アム・マイン上級地方裁判所判決

### 1 事案の概要

(1) 本件は、一連のアルゼンチン国債破綻に伴う、国債償還に関する事案である。

本国債上規定されている国債条件 (A L B) において、被告たるアルゼンチン共和国は、主権を放棄していた。当該国債はドイツ法に服し、裁判籍は、フランクフルト・アム・マインと合意されていた。被告たるアルゼンチン共和国は、数年来、甚大な経済的問題に直面しており、二〇〇二年一月六日に、法二五・五六一号として、「社会的、経済的、行政的、金融的および通貨政策的領域に関する」国家緊急事態法を公布した。被告は、二〇〇二年七月三号規則によって、債務の繰延を達成するため、債務証券上負っていたすべての対外債務の償還期限に対して、二〇〇二年二月六日の二〇〇二年二五六号命令および国家緊急事態法を援用した。今日まで、被告は、争いの対象となっている利子請求権に基づく支払を全くしていない。

第一審たる地方裁判所は、被告に対して、利子を含め全金額を全債権者としての原告に支払えとする旨の判断を下した。

それに対して被告は、控訴した。フランクフルト上級地方裁判所は、二〇〇三年七月二九日の決定によって、基本法一〇〇条によって導かれる連邦憲法裁判所の規範検証手続きの結果を待つこととした。というのは、連邦憲法裁判所に次の問題が提起されているからである。すなわち、債務国家が、支払不能を宣言している場合に、それを

根拠として、私的債権者に対しても、債務の履行を緊急事態が終了するまで延期することができるとする国際法上承認された原則があるのか否か、という問題である（参照されるのは、フランクフルト上級地方裁判所。NJW 2003, 2688 (2689)）。二〇〇六年二月一六日の決定によって、民事部は、この点についての解釈を放棄している。なぜなら、実際の状況は日々変化するため、そのような規範の有無の検証を先取りしないようにするためである。連邦憲法裁判所は、この決定に対する被告の憲法上の異議の訴えについての判断を受理しなかった。

## (2) 判旨の概要

以上の事案に対して、フランクフルト・アム・マイン上級地方裁判所が下した判決の要旨は次の通りである。アルゼンチン共和国は、私的債権者に対する国債の償還を、もはや国家緊急避難という抗弁を以って拒絶することはできない。なぜなら、当該法的正当化事由の要件を充足していないからである。つまり、アルゼンチン共和国は、広範囲にわたる国際的な債務繰延手続きを実施したことで、いわゆる「デフォルト」による経済的・金融的状況が、二〇〇一年の終わりには、著しく回復したからである。

## (3) 視座の設定

アルゼンチン共和国は主権国家であるため、理論的にはもちろん主権免除も問題となるが、本稿においては、主に次の三点に焦点を絞り、紹介していくことにしたい。

まず IMF 協定第八条第二項 b 号の適否についてである。この点については、二〇〇三年判決においても詳しく

述べられているが、本判決においても言及されている。

次に国家緊急避難抗弁の適否についてである。これは、同じく二〇〇三年判決において初めて提起された争点であり、<sup>(10)</sup>これが国際法上認められる原則なのかについては連邦憲法裁判所に委ねられていた。しかしながら、本判決においては、上記の点は確かに問題となるとしても、その前提要件となる「国家緊急状態」そのものがもはや存在しないと判断している点は注目に値しよう。

最後に、外国法たるアルゼンチン共和国の国家緊急事態法の適否についてのドイツ国際私法上の外国の外国為替法の顧慮という問題についてである。

そこで以下では、これら三つの争点に対する本判決の説示を紹介し(2~4)、その上でそれらについて若干の考察(Ⅲ)を加えていくこととする。

## 2 IMF協定第八条第二項b号の適否

(1) それでは、IMF協定第八条第二項b号について、本判決ではどのように判断されていたか。

「1 :

争いの対象となっている国債に基づく請求権は、為替契約には該当せず、IMF協定上の制限に服しない。このことは、既に法兰克福ト地方裁判所が、二〇〇三年三月一四日の判決(9-210 294/02 = WM 2003, 783)において、適切にも明らかにしている。基準となるのは、国債の発行は、長期及び(発行者にとって)経済的に重要な信用供与債務に基づいており、

それゆえ資本取引に分類されるという点である。このような取引は、IMF協定上の規定には服さない（これについて参照されるのは、連邦通常裁判所、WM 1994, 54ff. Pfeiffer, ZVglRWiss 2003, 141 (178)）。同じことは、国債条件上約されている利子についても妥当する。民事部は、その限りにおいて、フランクフルト地方裁判所の解釈でもある、IMF協定の規定は、通常及び短期信用取引の利子のみ適用されるのであって、本件約定上の利子を含まないという解釈をも踏襲している（フランクフルト地方裁判所、WM 2003, 783 (785)）。

さらに被告は、IMF協定第八条第二項b号を援用することができない。なぜなら、本規定の援用は、公布国の加入後に公布され、国際通貨基金協定の許可を得た、協定に適合して導入されているような外国為替管理規定が含まれるにすぎないからである（連邦通常裁判所、NJW 1994, 1868）。被告は、既に一九五八年九月二〇日に、国際通貨基金（IMF）に加入している。したがって、被告によって公布された支払猶予は、被告が事前にIMFの同意を得るような試みをしていたであろう場合にのみ協定に合致することとなる（参照されるのは、Pfeiffer, a. a. o., S. 182）。しかしながら、このことは報告からも、その種の情報源からも明らかにされていない。<sup>(11)</sup>」

(2) 以上から、本判決においてIMF協定第八条第二項b号の適用は明らかに否定されている。その根拠として、まず「国債の発行」は資本取引に分類されるため、IMF協定上の「為替契約」に該当しないことが示されている。さらに、国債に基づく利子についても同じように考えること、すなわち資本取引に含まれIMF協定に服さないことが示されている。

次に、アルゼンチン共和国が公布した国家緊急事態法のIMF協定との適合性についても言及があり、協定適合

性に疑問の余地あることが示されている。

以上の理由に基づき、結果として本件事案においてIMF協定第八条第二項b号の適用は否定されている。

### 3 国家緊急避難抗弁の適否

(1) 次に、国際法上の国家緊急避難抗弁の適用についてはどうか。本件では、特に国家緊急状態の存否について、次のように述べられている。

「3 被告は、もはや原告の有する支払請求権に対し、支払不能に基づく国家緊急状態が存在する旨を援用することはできない。このことは、たとえ連邦憲法裁判所において本来扱われるべき問題が被告に有利に判断されたとしても妥当しよう。この問題は、前述の法的係争にとつて、もはや判断すべき重要性を有しない。というのは、支払拒絶の根拠となっている実際の状況は日々変化しており、被告は、もはや自己の有する全債務の弁済について、国家緊急状態を導くことはできないであらうからである。

争いが無いのは、国家緊急状態というものは、債務国の支払債務を一時的に中断できるにすぎないことである。債務国の支払債務は、国家緊急状態の要件がなくなれば、再び復活する。このことは、しばらくすれば、受け入れられるであろう。なぜならば、被告によって国家緊急状態と自国の支払猶予という法的正当化事由が主張された最初の状態は、いずれにせよ、今やもはや存在していないからである。<sup>12)</sup>」



(2) 以上のように、本判決では国家緊急状態そのものもはや存在していないため、国家緊急避難抗弁を援用することはできないことが示されている。そのような結論を導く根拠として、a)では、ILC条約草案二五条に、続くb)では具体的なアルゼンチンの経済状況の変化について詳細に述べられている。

「a) (…) ILC条約草案二五条は、国際法に適合した手続上の義務の受容を規定しており、国家緊急状態の事実上の要件に対して一般的に厳しい要件を定めている (Pfeiffer, a. a. o., S. 162)。国際法委員会による国際通貨法についての決定は、国際裁判所および仲裁裁判所の判決実務および国際法上の文献を考慮して、債務国の支払危機に関する「根本的利益」という概念を広く具体化するよう試みている (議事報告: 参照されるのは、Hahn, Kreditwesen, 1989, S. 314)。その結果、債務国が支払不能に陥った場合、過去の支払停止が債務繰延べを目的とするものとして許容されるのは次の場合である。すなわち、当該国家が、他の方法によっては、生存に必要な配慮、国内平和の保障また自国民の一部の生存および最終的に自国領域内の環境保護の維持といった根本的な使命をまはや提供することはできない場合である (Hahn, a. a. O)。

この内容は、被告独自の申立にも、被告によって参照されている国際法上の文献にも合致する。そこでは、国家にとって債務の支払いが経済的に不可能であるというだけでは、国家緊急状態として肯定してはいない。国家は、支払債務を履行すると、自己破壊的となるであろうことが明らかで、他の特別な状況に進んでしまうことを示さなければならぬ。例えば、債務を償還すると、基本的な国家の機能 (健康保険、司法、学校教育) が、もはや履行されえないということである (参照されるのは、Pfeiffer, a. a. o., S. 162, Bothe/Brink/Kirchner/Stockmayer, Rechtsfragen der internationalen Verschuldungskrise, 1988, S. 29)。

b) これらの要件は、もはや与えられていない。支払猶予をした後の四年間は、被告の経済的および社会的状態は安定していなかった。そのために、金融政策的枠組を変更した。さらに被告は、自ら述べた目的を実現し、広範囲かつその見地から非常に効果のある債務繰延手続を、旧国債を有する私的債権者に対し行使することができた。被告は、国際通貨基金に対して、すべての信用供与を、経済政策的に自由に行動できるように、償還期間の満期前に償還した。その事実主張において、もはや次のことは主張されていない。それは被告が、国家緊急状態という法的正当化事由に匹敵する強い請求権をまだ実現していないということである。

これについての詳細は次の通りである。被告の、自国の全債務額は総計一一五〇億USドルとなる。この額は、多数の債権者の債務であり、国債保有者（五一〇億USドル）と、いわゆる保証債務の債権者（一九〇億USドル）及びIMFや世銀のような多国間機関も含む債権者に対する債務である。

二〇〇四年一二月に、被告は、すべての国内及び国外の国債保有者に対して、二〇〇五年二月二十五日までを期間とするエクステンジ・オフアを申し出た。被告は、次のことを主張した。すなわち、いわゆる長期債務証券たる旧国債は、債権者が現に保有している（利子を含めた）全債権のうちの四分の三を放棄すれば、交換することができるということである。私的債権者のおよそ七六％は、この要求を受け入れたため、被告の全債務は、著しく縮小された（参照されるのは、二〇〇五年三月四日ファイナンス・タイムズ「ケルヒヤー首相と世界最高の交渉」二〇〇五年三月五日および二〇〇六年二月二日のFAZ「アルゼンチンは債務切替を終了」）。交換は、二〇〇五年後期までに完全に終え、交換された新国債の債務の内容は受け入れられている。アルゼンチンによるエクステンジ・オフア上、既に被告は、次のことを指示していた。すなわち、交換の権利を有する旧国債に基づく債務の内容は、不確定期間に中止されるということである。後に、被告は、残っている旧国債について、後日交換するという手続を決定的に拒否することを明らかにしている。エクステンジ・オフア

「手続の締結をだめにしてしまう原告および強制執行を望む私的債権者による「吸引力」という危険は、もはや存在しない。したがって、支払猶予の必要性という最も重要な議論の一つはなくなっている。

被告は、過去三年の間に、国内総生産を、毎年約九%上昇させており、著しい輸出額が記録されている（二〇〇六年二月二二日FAZ、「アルゼンチンにおける「中国」的成長」）。より著しい成長（六・七%）が長期間予測されている（前掲FAZ）。国家予算は、黒字を記録している。その黒字は、国内総生産の二%で、それは、被告の一时的な利子の負担に相当する程度である（二〇〇六年二月二二日のFAZ及び二〇〇六年一月六日）。国家債務は、国内総生産のほぼ一三九%（二〇〇二年三月）から七八%（二〇〇五年三月）に減っている（二〇〇五年三月五日のSZおよび二〇〇五年三月四日のFinancial Times Deutschland）。アルゼンチン議会の前で、被告の国家主席であるケルヒャー氏は、自国の支払不能が終了したと宣言した（二〇〇五年三月四日のFinancial Times Deutschland：二〇〇五年三月四日のHandelsblatt）。（…）被告が著しい資本の流出を報告した二〇〇一年から二〇〇二年にかけての状況変化および「壁に背を向けた状態」という報告の後に、今日の経済状態および特に経済予測とは、もはや比べ物にならないほど改善している。

金融状態を立て直すための被告と国際通貨基金（IMF）との協力は、終了している。被告は、二〇〇四年八月からは、私的債権者との債務振替を、広範囲に亘り、IMFの影響力なく実行しようように、IMFによるさらなる経済援助を放棄した（二〇〇五年三月五日のFAZ）。国際通貨基金は、被告に対し、すべての私的債権者との合意を獲得し、債務切替手続によって、まだ残っている私的債務の適切な償還をしよう求めている（参照されるのは、BT-Drs. 15-4122：SZ二〇〇五年一月二一七日号、二〇〇五年二月一七日号FAZ）。

二〇〇五年から二〇〇六年度には、被告は、自国の中央銀行における外国為替残高から、国際通貨基金に対してまだ残っている債務のうち、何とか九〇億USDを、期間の満了前に償還させた。被告は、このことに全く関わらず、自国の社

会・経済政策的計画について約束をしている。被告は、総額約八億USドルにも及ぶ二つの新しい借款を執行している(二〇〇五年八月一日のFinancial Times: 二〇〇五年一月七日FAZ)。これらの状況は、次のことを証明している。それは、被告は、自国の金融・経済政策的取引について、支払不能に基づく国家緊急状態はすでに排除され、十分な行為能力を再び獲得している(こう)とである(Hahn, a. a. O., S. 318)。…)

(3) 以上のように、国家緊急避難抗弁の前提をなす国家緊急状態がもはや存在しないこと、具体的には二〇〇四～二〇〇六年にかけての経済状況の変化を説明することで、国家緊急状態は不存在であると判断している。さらに、このように判断するための補強証拠として仲裁判断<sup>(14)</sup>との関係についても言及されている。

「民事部は、これまで唯一同問題に言及している二〇〇五年五月二日のICSID仲裁判断(CMSガス会社VSアルゼンチン共和国 Case No. Arb/01/8, verf. www.investmentclaims.com; Schill, SchiedsVZ 2005, 285 (261))によって評釈されている)によって、自己の評価を強化しているように思われる。そこでは、既に被告が国家緊急状態にあったか否かが初めから疑わしいとされていた。さらに、被告は経済危機の終焉によって、再び契約上の債務を負うものではないと主張されていた。

d) 被告の申立ないし職権に基づいて、国家緊急状態および被告の経済的な責任能力についての事実状態の鑑定を依頼する理由は存在しなかった。被告が論理的に述べた、被告は未だ国家緊急状態にあるあるいは少なくとも被告は支払能力がない

ということが前提とされるべきであろう（参照されるのは、Substantierungslast: BGH NJW-RR 1988, 1529; BGH NJW 1999, 579 (580)）。しかしながら、どちらも、二〇〇六年二月一六日決定における民事部による明白な証明によれば、存在しないとされている。<sup>(15)</sup>」

(4) 以上、仲裁判断をも参照し、本判決においては、国家緊急状態は、もはや存在しないことが明らかにされている。

なお、国家緊急避難抗弁について、連邦憲法裁判所に委ねられた国際法上の根拠があるかという問題と国家緊急状態の存否の判断との関係についての説示は次の通りである。

「4 民事部の判断は、基本法一〇〇条二項において定められている提示義務と矛盾してもいないし、判断については、元来規定上の検証手続上、連邦憲法裁判所に服し、その判断権限においてのみ妥当するという問題を先取りしてもいない。

：

民事部は、当該判断において連邦憲法裁判所に属する判断を先取りしてはいない。確かに、連邦憲法裁判所が、規範の正当化という枠組みの中で、異議が申立てられている国際法上の規律の適用範囲についても、検討しなければならぬとすることは正当である（参照されるのは、連邦憲法裁判所判例集六四、一）。これは、国際法上の緊急避難規則一般の適用範囲に、支払不能による国家の本質的機能を脅かす事案が含まれるか否か、またその国際法上の緊急避難に関する一般原則は、私人に対する契約上の支払債務にも援用しうるか否かという法的問題である（参照されるのは、Sen. NJW 2003, 2688ff.:

Pfeiffer, a. a. O. 190) けれども、この法的问题是、本件で争われ判断されるべき、国家緊急状態の實質的要件がおそらくまだ存在するかという問題と何も關係を有していない。規範が正当化されるか否かは、この問題に対しての先決問題を解き明かしはしないであろう。なぜなら、連邦憲法裁判所は、国家緊急状態に関する事実状態に関する要件を、おそらく検証する必要があるであろうからである。

5 被告は、原告に対して、民事法上の緊急避難をも援用することはできない。緊急状態という状態がそもそも存在しないからである。このことは詳細に述べられている。さらに、推定される支払不能は、ドイツ法によれば、民事法上の緊急避難を根拠づける状況には妥当しない。むしろ、債務者は、金融上の責任能力について、責任を持つことが原則とされる (Palandt-Henrichs, BGB, 65. Aufl. Rn. 28 zu §. 276 BGB)<sup>(16)</sup>]

(5) 以上、国家緊急避難抗弁の適否の前提となる、国家緊急状態そのものの存否について当該判決では詳細に述べられ、結果否定されている。

#### 4 外国の外国為替法の顧慮

(1) 最後に、外国法たるアルゼンチン共和国の国家緊急事態法が適用されるのかについては、次のような説示がある。

「6 被告国家による緊急事態法は、まず国際私法上の自治的規則によっても適用されない。いわゆる介入規範や外国為替

規定が、国際私法上実際に顧慮されるべきだということは、もともと考えられていない。二〇〇二年七三号規則である、債務繰延宣言をした規則は、二〇〇二年一月三日まで、あるいは債務繰延べ手続の終結までの期限を有しているにすぎない。国家緊急事態法は、一その限りで提案されているおよび明白な一支払要件についての具体的規定は含んでいない。

しかしながら、このこともまた不確かであろう。それは、法二五・五六一号自体およびその効力規定が、国際私法上有効な諸原則によって、効力を主張しえないからである。支配的な債務準拠法理論によれば、外国の介入規範は、当該契約法上の秩序となる場合に限って適用される (*Pfeiffer, a. a. O. S. 176*)。しかしながら、当該債務証券は、アルゼンチン法ではなく、ドイツ法に服するものである。その種の外国法規範 (例えば輸出禁止規定) は、法規範としてではなく、むしろ契約の履行に對立する事実状態として、それが規定の不適用を導く場合に、法の文言を考慮する (連邦通常裁判所, *NWI 1984, 1746; Pfeiffer, a. a. O.*)。しかしながら、緊急事態という状態は、もはや存在していないので、被告は、すぐにも旧国債の支払猶予についての規定を廃止し、契約を履行しなければならないであろう。その他の外国法を考慮する方法は、いわゆる公序に反することになろう。なぜなら、外国の責任能力ある債務者に対し、一方的に契約債務を否定することは、ドイツ法秩序に反するからである (これについて参照されるのは、*Pfeiffer, a. a. O. S. 183*)。結果的に、原告は全債権者として、ここで主債権として主張されている、国債条件に基づく部分債務から生じる利子の支払を、被告に対して主張することができる。<sup>(17)</sup>

(2) 以上、外国法たるアルゼンチン共和国の国家緊急事態法の援用の可否についても、当該国債が本来ドイツ法に服するものであることを理由として否定されている。

#### IV 若干の考察

以上、多少長い引用もあつたが、二〇〇六年六月一三日判決の概要を紹介した。ここでは、それらの説示内容について、従来の議論と照らし合わせながら、若干の考察を試みることにしたい。

##### 1 IMF協定第八条第二項b号について

##### (1) 総説

周知のことであるが、IMF協定第八条第二項b号の概要は次の通りである。

第二次世界大戦後に発効したIMF協定は、多角的支払制度の樹立をめざし、通貨に関する国際協力を促進するという原則を打ち立てた（IMF協定第一条）。この原則に従い、各国は、できる限り自国の外国為替管理規定を撤廃するよう要請されている（IMF協定第一条iv号）。しかし、経済状況からみて、外国為替管理規定を導入・維持する必要がある国もあり、そのような国に対し、直ちにすべての規制を撤廃せよと要請することはできない。なぜなら、そのような要請は国家主権への介入となるからである。そこで、IMFは、そのような国家が外国為替管理規定を維持することを認めるかわりに、それらの規定を一定の要件に服せしめることにした（IMF協定第八条第二項a号、第三項）。けれども、それだけでは、他国はそのような外国為替管理規定を内国公序を用いて排除することが可能である。そのため、一定の要件に服する外国為替管理規定を、加盟国相互では排除できず、



当該外国為替管理規定を承認する旨を定めた。これが、I M F協定第八条第二項b号の趣旨・目的である。<sup>(18)</sup>

この規定の適否をめぐっては、当初諸外国において多くの判例が出された。そのような国として、アメリカ・イギリスそしてドイツが挙げられる。それらの国の判例において特に問題とされたのは、当該規定の文言のうち、特に「為替契約」と「強制されえない」という文言の解釈であった。<sup>(19)</sup>

まず「為替契約」という概念については、従来、狭義と広義の解釈とが主張されていた。狭義の解釈とは、ヌスバウムによって主張されたものであり、「国際的な支払手段に関する取引」すなわち両替業務のみが本号に含まれるとするものである。<sup>(20)</sup> それに対し、広義の解釈とは、マンによって主張されたもので、I M F協定の目的に資するよう「何らかの方法で一国の外国為替残高に影響を及ぼす契約」であるとされるものである。<sup>(21)</sup> 一九九〇年代に入り、さらにドイツのエプケによって「給付の交換に向けられている契約たる交換契約」とする見解も主張されている。<sup>(22)</sup> このような議論の中、イギリス・アメリカの判例は狭義の解釈を、ドイツの判例の広義の解釈を採用し、また学説においては、広義の解釈が広く支持されてきている。<sup>(23)</sup>

## (2) 為替契約

まず本判決によれば、I M F協定第八条第二項b号に基づく被告の抗弁は否定された。したがって、本規定の援用に基づく被告による債務免除の主張は認められない。

では、このようにI M F協定第八条第二項b号を適用しないとすることの根拠は何か。これについて、本判決では次のような解釈がとられていた。すなわち、I M F協定第八条第二項b号が適用されるのは、「為替契約」によ

るべきところ、本件で問題となった国債の発行はどのような為替契約に該当しないという解釈である。これは、一九九〇年代に若干の動揺が見られたものの、結局広義の解釈を採用したドイツのブルガリア事件判決<sup>(24)</sup>を踏襲したアルゼンチン国債に関する二〇〇三年三月一四日判決と同じ内容である。<sup>(25)</sup>

これについて理論的に補足すると、ドイツ法実務上「為替契約」とは、まず広義の解釈をとることが確立している。次いで、広義の解釈によるとしても、具体的にどのような取引が含まれるのかという点については、ブルガリア事件判決以降確立した国際資本取引は含まないという解釈に依拠し、そして、国債の発行は資本取引に含まれるため、本協定には服さないという立場がとられている。

ドイツにおけるIMF協定第八条第二項b号の解釈は、建前としては広義の解釈を採用しつつも、国際資本取引を含まず、經常取引のみを含むとすることで、IMF協定の適用範囲を狭く解釈する法実務が確立していると思われる。

### (3) 利子請求権

次に本判決では、利子請求権についての言及もなされている。すなわち、国債の発行だけでなく、それに伴う利子請求権をどう扱うべきか、それは資本取引なのか、經常取引なのかという問題についてである。この点について本判決は、利子も含めて資本取引に含まれることを明示した二〇〇三年三月一四日判決を踏襲している。

しかし、この解釈に対しては批判もある。<sup>(26)</sup>なぜなら、利子について規定しているIMF協定第三〇条d号二は、利子は經常的支払いに属することを明示的に規定しているからである。文献上も同様に解されているところ、本判

決であえて反対の解釈をすることで、上記の規定に新しい解釈を与えていたとの解釈も可能であろう。すなわち、当該規定は、IMF協定第三〇条d号三の意味における通常短期消費貸借による利子支払いについてのみ妥当するのであって、長期消費貸借から生じる利子請求は含まれないという限定的な解釈である。

けれども、このような限定的解釈には賛成しかねる。なぜなら、抵触法上、長期消費貸借から生じる利子と経常的な利子とで異なる取り扱いをすることは、両者を区別するための判断基準をも必要とするし、利子の取扱を複雑にしかねないと考ええるからである。

とはいえ、判例上利子についての言及が見られたことで、当該利子が何によるものなのか如何により、取り扱いに差異が生じうる可能性が生じたことは指摘されよう。

#### (4) 協定適合性

次に指摘されるのは、問題となっている規定の協定適合性についてである。つまりIMF協定第八条第二項b号によって援用される「外国為替規定」とは、協定と合致しているものに限定されているところ、本件で問題となったアルゼンチン法は、「被告が事前にIMFの意思を得るような試みをしていたであろう場合にのみ協定に合致することになろう」として、IMF協定との協定適合性に疑問の余地があること、すなわち協定に適合するものであるか明らかにされていない旨が示されている。したがって、この観点からも本件ではIMF協定の適用が否定されている。

さらにIMF協定が適用される前提としての加盟についての言及もなされていた。すなわち、アルゼンチン共和

国が IMF 加盟国であることも確認されている。

このように協定適合性につき、具体的な解釈が展開されているとはまではいえないが、この問題に言及しているという点では、IMF 協定関連の裁判例として意義を有するものと思われる。

#### (5) まとめ

以上見てきたように、本判決は、IMF 協定に関する従来のドイツ判例をほぼ踏襲するものであり、結果的にその適用を否定するものであった。しかしながら、より細かくみていくと、利子の扱いや協定適合性に関しては、解釈の余地があり、その限りにおいて、IMF 協定に関する裁判例として先例的意義を有するものと考ええる。

### 2 国家緊急避難抗弁について

#### (1) 総説

「契約は守られなければならない (pacta sunt servanda)」ものである以上、国家といえども債務は弁済しなければならぬのが原則であろう。他方で、国連国際法委員会による国家責任条文では、その二五条で緊急避難<sup>27)</sup>を、国際法上の違法性阻却事由として挙げている。すなわち、一定の場合には、緊急避難抗弁によって、債務不履行が違法性を阻却することを認めている。そこで、この条文を根拠に、国家は自国の債務を免れることができるのだが、問題となる。とりわけ、本稿にとつては、経済的な危機が緊急避難に該当するのかが重要な点である。

この点、既にいくつか国際法上の事案がある。例えば、一九〇二年のフランス・ベネズエラ混合仲裁委員会決定

において、被告政府であるベネズエラの支払不能の主張を認めた事案がそうである。<sup>(28)</sup> また、一九一二年の常設仲裁裁判所「ロシア・トルコ債務事件」判決<sup>(29)</sup>では、トルコ側から債務支払不能の抗弁が提出された。これについて、一般論として、「不可抗力の抗弁は、私法同様、国際公法においても援用可能である。…」として、不可抗力の原則そのものは認められたものの、債務の支払いは物理的に不可能ではないとして、抗弁自体は認められなかった。さらに、一九二九年の常設国際司法裁判所の「セルビア公債事件」判決<sup>(30)</sup>では、「不可抗力・戦争によって引き起こされた経済的混乱は、法原則を免責させないが、交渉および仲裁決定（もし依拠された場合）において衡平の考慮を可能にする」と判示した。

これらの事案からうかがい知れることは、経済的な危機が「不可抗力」や「緊急避難」の一事例となりうるという点である。しかしながら、いずれの事案においても、結果として、提起された抗弁自体は認められていない。

またこうした緊急避難に関し、学説ないし理論ではどのような議論が展開されているのかといえは、国連国際法委員会「国家責任条文案コメンタリー」において、国家債務の支払いは、緊急状態として違法性が阻却される場合がある例の一例として挙げられている。<sup>(31)</sup> すなわち、法の一般原則として、そのような原則があること自体は承認されているといえるであろう。

しかしながら、見られたように経済的危機を抗弁として主張する事案が見られるものの、当該抗弁が認められたものは、ほとんどない状態である。

## (2) 国家緊急状態の存否

そのような中において、本判決では、国家緊急避難抗弁の適否について言及されている。ただし、二〇〇三年判決を受けて、国家緊急避難抗弁を私人に対しても適用しうるか、そのような国際法上の原則があるのかという点は、連邦憲法裁判所へ提訴されている法的問題として、本判決では探求されていない。

本判決では、上記の問題の解決は連邦憲法裁判所に委ねたままで、「国家緊急状態」の実体要件について判断している。すなわち現在もなお「国家緊急状態」があるのか否かである。これについては、見られたように、経済状況について詳細な事実関係が列挙され、それにもとづき、もはや国家緊急状態はないとの判断を下していた。

しかし、このような判断については、以下のような疑問が生じるのではなからうか。

まず、判断の主体という問題である。つまり、本判決では、国内裁判所であるドイツ裁判所が、外国国家の経済状況が国家緊急状態にあるか否かを判断している。しかし、本来このような主権国家の経済状況を一国の裁判所が判断することは適切なことなのであろうか。この点、IMFやハーグ国際司法裁判所など政治的に中立的な立場にあるものに鑑定という形で判断を委ねるべきなのではないかとの指摘も可能であろう。この問題との関連で、従来国家緊急避難抗弁がいわゆる国際裁判所に提起されてきたことには一定の道理があるようにも思われる。その限りで、本件のように一国の国内裁判所への提訴およびそこでの判断は、適切かどうかに加え、先例として興味深い事案となるのではなからうか。<sup>32)</sup>

次に、判断の基準についてである。緊急避難抗弁を検討するにあたり、緊急状態の有無を検討するのであれば、本判決で述べられていたように時系列的に事実を書き連ねるのではなく、むしろILC条約草案が提示している要

件を挙げて、それらの有無を検討すべきであったのではないかと思われる。とはいえ、この点後述するように、このような判断を下した背景として、緊急避難抗弁の法的位置づけを明確にしないまま判断しようとした点に原因があるのだとすれば、やむをえないのかもしれないが、いずれにしても判断の基準をある程度明確化することが、今後重要であると考ええる。

また、今回の事案では、アルゼンチン側の交渉に基づき、旧国債を七五%削減した新国債への債務切替に多くの債権者が同意したことが、緊急状態の改善に大きな影響を及ぼしたことが伺われる。そうであるならば、そのような債務切替には、どの程度の同意を得ることが必要なのか、また、具体的にどの程度債務が圧縮されると改善と考えられるのかなど、緊急状態の判断においては、細かい点も問題となりうるように思われる。

### (3) 仲裁判断との関係

また本判決においては、もはや国家緊急状態がないとする根拠のひとつとして、仲裁判断が挙げられていた。しかしながら、判決で引用された仲裁判断とは異なり、二〇〇一年一月一日から二〇〇三年四月二十六日まで緊急状態期間を認めた仲裁判断も出されるに至っている<sup>(33)</sup>。

このように、同じ事案に対する国家緊急状態の存在自体の判断が異なることは望ましくはあるまい。さらに、仮に国家緊急状態の存在が認められた場合、いつそれを理由とする中断が終わるのかの基準の提示なども必要となってくるであろう。

なお、そのような基準の提示に関し仲裁判断を若干対比してみると、仲裁判断においては、ILC条約草案が提

示している各要件を細かくあてはめて判断している。それに対して本判決においては、時系列的に事実を書き連ねているようにも思われ、そのような判断基準は見られていない。しかしながら緊急状態の有無を判断するに当たっては、まずはこのような各要件を検討することが必要であるように思われる。

それでは、本判決では、なぜそのような各要件の検討を避けたのか。この点、判決の中でも、連邦憲法裁判所の判断の先取りを避けた旨が指摘されていた。けれども、それ以上の論理的な理由が述べられていたとは言いがたいように思われる。むしろ本来は各要件の検討をしたかったところ、当該基準を用いるためには理論的に国家緊急事態抗弁の国際法上の位置づけを明確にしなければならなかったからではないかと推察する。すなわち、ドイツ国内裁判所においては、上記規範については連邦憲法裁判所の判断を待つこととなっていたため、規範そのものへの言及を慎しむしかなかったのではないかと考える。それに対して、ICSID仲裁判断においては、基本的にそれらの規範の存在そのものが肯定されていたため、そのまま規範を利用しえたのではないかと考える。

#### (4) まとめ

以上見てきたように、本判決は、確かに国内裁判所に対し緊急避難抗弁が提起された事案として注目に値するが、正面から緊急避難抗弁の適否を判断することはせず、その前提となる緊急状態の有無について判断が下された。その結果、そのような緊急状態は既に終了しており、緊急避難抗弁の前提を欠くことが明らかにされている。

既述のように、緊急避難抗弁をめぐるいくつかの問題は依然残されたままではあるが、本判決は、経済危機に關して国際法上の緊急避難抗弁を提起した一事例としての意義を有するものであると考える。



## 3 外国の外国為替法の顧慮について

## (1) 総説

外国の外国為替法は適用（顧慮）されるべきか、という問題がある。そもそも契約の準拠法については、実質法上の当事者自治をも反映し、主観的連結が多くの国において認められている。その結果、契約準拠法に関する抵触法上のルールは、当事者の選択によることになる。<sup>(35)</sup>しかしながら、契約準拠法を当事者の選択に委ねることにより、本来適用されるべき強行法が潜脱されてはならないであろう。

そこでまず、契約準拠法上の強行法は、契約準拠法に属することを根拠に適用されるべきこととなる（債務準拠法理論）。また法廷地法上の強行法も、法廷地の公序としてなど、理由は様々であるが、適用されるべきとされる。しかしながら、契約準拠法にも、法廷地法にも属さない、第三国の強行法は、適用されるべきなのであるうか。

これについては、事案と当該第三国との間に十分密接な関係があること、当該第三国の強行法規がその適用を欲していること、当該第三国の強行法規を適用することが法廷地国の国家的・社会的利益を促進することといった要件を充足すれば適用されるとする「強行法規の特別連結理論」が主張されてきている。<sup>(36)</sup>本稿における最初の争点として挙げたIMF協定第八条第二項b号は、この特別連結理論を認めたものとして、当初は注目されたものの既述の通り現在ほとんど適用されていない。むしろ現在では、当事者間の情報力・経済力などに差があり、主観的連結が前提とする対等な当事者が機能しないような一定の契約類型について、当該契約の準拠法以外の国の法を特別に連結していくという手法がとられる場合が多いように思われる。そのようなものとして、消費者契約や労働契約がある。<sup>(37)</sup>このように明文で特別連結が定められていればともかく、そのような明文がない場合においても、純粋に強

行法規の特別連結は認められるべきか。

この点、ドイツにおいても長く論じられているが、結論だけみれば基本的に認められていない。さらに本判決で問題とされたアルゼンチン法はいわゆる外国為替法であり、絶対的強行法規として、強行法規の特別連結が特議論される分野の一つであるが、実務上そのような外国の外国為替法が顧慮されたことは、ほとんどない。

## (2) 外国の外国為替法

本判決で最後に言及されていたのは、外国法たる国家緊急事態法というアルゼンチン法が適用されるか否かという問題であるが、本判決では否定されている。

その根拠として、まず債務準拠法理論に言及されていた。すなわち、当該外国法が契約準拠法上の規定であれば適用されるという理論である。そこで、当該国債の準拠法を見てみると、国債条件上ドイツ法であることが明らかであり、アルゼンチン法は契約準拠法ではない。ゆえに外国法たるアルゼンチン法の適用が否定されている。

なお、「外国の外国為替法」の適否に結論を出す前提問題として、国家による支払猶予が外国為替法に含まれるのかも問題となる。これについて、支払猶予を外国為替法に分類するものがある<sup>(39)</sup>。しかしながら、その根拠が提示されていないとの指摘もある<sup>(40)</sup>。ドイツ法上、何が適用されるべき外国為替法なのかについての定義および根拠について一致はないが、支払猶予を外国為替法と解釈する傾向があるとは言えるであろう。

さらに国家による支払猶予が外国為替法に含まれるとしても、支払猶予を導いた経済的事実がもはや存在しなくなれば、ただちに当該規定は廃止されるべきである。その限りで、問題となったアルゼンチン法がアルゼンチンに

より延長された事実を考慮しないという裁判所の判断には妥当性がある。

### (3) 公序との関係

次に、債務準拠法以外の方法によりアルゼンチン法が適用されるのかという観点からは、仮に適用されたとしても、「公序に反するであろう」ことが指摘されている。<sup>(4)</sup> 公序違反の理由は判決上、十分説明されているとはいえないようにも思われるが、おそらく、当該法はアルゼンチンの一方的な自由だけを許容するものであり、契約の信義則たる、「契約は守られなければならない」に違反していると考えられるからであろう。<sup>(4)</sup>

### (4) まとめ

以上、外国の外国為替法の適否という観点からも、アルゼンチン法の適用は否定されている。さらには、仮にアルゼンチン法の適用が肯定されたとしても、最終的には、公序との関係で否定されるものと考えられる。このことから、従来の判例と同様、第三国の外国為替法の適用は認められないものと解していることは明らかであろう。

## 4 総括

以上、IMF協定第八条第二項b号の適否、国際法上の国家緊急避難抗弁の適否、外国の外国為替法の適否について、本判決の内容について若干の考察を行ってきた。これらの各点はいずれも否定され、アルゼンチンは原則通り国債の償還をしなければならないと判断されている。各争点は、基本的に従来のドイツ判例や理論を踏襲するも

のであるが、国家緊急避難抗弁など、新しい問題への言及も見られた。そうした意味において、本判決は、外国公債が破綻に陥った場合に生じうる数々の法的諸問題に一定の判断をあたえているという点において意義を有するものであると思われる。

他方で、本判決で言及されたものの、未だ決着のついていない問題も多い。例えば、国家緊急避難抗弁の適否において、極めて重要な争点である当該抗弁の私人への援用も、連邦憲法裁判所判断に委ねられたままであったからである。したがって、今後の判例などを通じ、それらの問題の動向を追っていくことも不可欠であろう。

さらに、本判決では言及されなかったが、外国公債をめぐる残された重要な法的諸問題として特に次の二点について言及しておきたい。

まずアルゼンチン国債上の主権免除放棄の効果についてである。通常外国債には主権免除放棄の記載がある。それにもかかわらず、債務国は主権免除抗弁を提起することがある。現に他の判決では、アルゼンチンが提起した主権免除が争われていた。<sup>(43)</sup> 近時多くの諸国では制限免除主義を採用しているため、当該抗弁が否定される可能性は高いと思われるが、それでも国債上の主権免除放棄の効果については、検討が必要であると思われる。

また現実の問題として、判決により原告の請求が認容されたとしても、アルゼンチン側が請求を履行しなければならぬ。これについては強制執行が問題となるが、実際の程度履行されるのか。この強制執行に関しても、アルゼンチン債に関して別途裁判例が出されているので、<sup>(44)</sup> 今後の研究課題としたい。

### III 結びに代えて

以上二〇〇六年六月一三日のフランクフルト・アム・マイン上級地方裁判所の判断を素材として、外国公債破綻に関する法的諸問題につき、若干の考察を加えてきた。外国公債破綻に関する法的諸問題としては、特にIMF協定第八条第二項b号、国家緊急避難抗弁、そして外国の外国為替法の顧慮という問題を概観してきた。外国公債破綻の法的諸問題全体については、既に出されている他の判決の結果をも加味し総合的に判断する必要性はあるが、本判決を通じ、未だわが国の法実務上争われたことのない法的諸問題についての外国裁判所の判断を検討してきたことは、少なからず意味のあるものであると考える。なぜなら、これらの法的諸問題は、例えばサムライ債をめぐる法律問題を概観した論文<sup>(45)</sup>においても言及されておらず、わが国の法解釈上の情報が十分とはいえない問題であると考えられるからである。

そして、当該二〇〇六年判決は、結果的にみると、被告の抗弁をすべて斥け、原告たる国債保有者の請求を全面的に認容したものであることから、債権者の見地からは歓迎されるべきものであろう。しかしながら、残された問題を見ても明らかかなように、その現実的な実行にはまだ残されたハードルがあり、外国公債破綻に関する法的諸問題の根深さを感じざるをえない。それゆえ、外国公債破綻自体の発生を防ぐべく、今後は予防法学的見地からの考察がますます重要となってくるであろう。

最後に、本判決を紹介し、若干の考察をしたことによって、外国公債破綻に関する法的諸問題のうちのいくつか

の存在を知るとともに、その内容を概観することができたかと思う。しかしながら、既に指摘してきたように、本判決においても、それらの問題のすべて解決されているわけではない。それゆえ、引き続き、外国公債破綻に関する法的諸問題に関する研究を継続し、それらの問題を少しでも明確にしていくことを今後の課題としたい。

〔付記：本稿は二〇〇六年 全国銀行学術研究振興財団の助成による研究成果の一部である。〕

(1) 東京地裁平成一二年一月三〇日(判例時報一七四〇号五四頁)、東京高裁平成一四年三月二九日(公刊物未登載)、再審決定 東京地裁平成一五年七月三日(判例タイムズ一五〇号二八四頁)。この事案の判例評釈として次のものがある。道垣内正人「制限免除主義による裁判権の肯定」平成二二年重要判例解説・ジュリスト二二〇二号二九七頁、森下哲郎「債券購入業者による外国国家等に対する訴訟の可否」ジュリスト二二六一号一八四頁(二〇〇四)、横溝大「外国中央銀行に対する民事裁判および民事執行」金融研究・日本銀行金融研究所二七二頁以下(二〇〇五)。

(2) 概要は次の通りである。二〇〇二年のデフォルト宣言後、アルゼンチン共和国とIMFは経済支援・対外債務再編などにつき再三協議を行い、二〇〇四年にエクステンジ・オファー(新たな別債権に交換する債務編纂手続き)を実施することとなった。二〇〇五年に円貨債券についても、旧債券をそのまま持ち続けるか、それとも新債券(元本七割カット、償還期限は二〇〇三年)に交換するかのオファーが実施された。円貨債券の参加率は、全体の九四・四二%(二〇〇五年三月)と報告されている。但し、わが国の場合、多くの債権者(約三万人といわれており、その内訳は個人投資家だけでなく、地方公共団体が含まれている)は旧債券を証券会社に売却し、証券会社はそれを海外のファンドに売却し、サムライ債は最終的にペソ建ての債券に換えたケースが多かったと報告されている。参照、関税・外国為替等審議会第八回外国為替等分科会平成一七年四月四日議事録。

なお、アルゼンチン債に関するわが国の判例としては、次のものがある。大阪地裁平成一六年七月一四日セレクト二四、二七〇頁。これは、購入後にアルゼンチン共和国の対外債務の支払停止が発表された同国円貨債券の購入勧誘の際、顧客の判断を誤らせる可能性がある表現が記載された文書を顧客に送付したことにつき、証券会社の担当者に違法性が認められるとして、顧客

の証券会社及び担当者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権が認容された事案である。

- (3) 二〇〇八年八月二二日朝日新聞 一三判二頁。なお、当該銀行は、二〇〇八年九月に国有化された。
- (4) その後、外国国家としては、ギリシャの財政破綻なども報道されており、いずれにしても債務危機に起因する法的諸問題の発生は重要な問題であると思われる。
- (5) ①二〇〇三年三月一四日フランクフルト・アム・メイン地方裁判所判決 WM Heft 16/2003, S. 784ff.; 評釈 Remisch, JZ 2003, 1013ff; *Manhouske*, RIW 2004, Heft 8, S. 595; *Pfeiffer*, ZwiRWiss 102 (2003) S. 141ff. ②判決に於ては、拙稿「ユーン国際私法における「債務危機」について——IMF協定第八条第二項B号の解釈を中心に——」国際私法年報第八号二〇六頁(二〇〇六年)と既に紹介してゐる(以下「債務危機」と省略する)。③二〇〇三年六月二四日フランクフルト・アム・メイン上級地方裁判所判決 NJW 2003 Heft 37, S. 2688 ④二〇〇六年六月一三日フランクフルト・アム・メイン上級地方裁判所判決 IPPrax 331, 2007; VwR 8/2006, S. 307; 評釈 *Ulrich G. Schroeter*, Verbraucher und Recht, 557, 2006; *Dierrich Schefold*, IPPrax 313, 2007; *Peter Sester*, NJW 40/2006, S. 2891; *Peter Schantz*, VwR 8/2006, S. 310. ⑤二〇〇六年十一月六日連邦憲法裁判所判決 RIW 206, 2007 評釈: *Alberto Luis Zuppi*, RIW 340, 2007 ⑥二〇〇六年十一月一三日BFH (連邦憲法裁判所判決) RIW 396, 2007; BB 62, 484, heft 9, 2007 ⑦二〇〇七年五月八日連邦憲法裁判所判決 RIW 2007, S. 691; IPPrax 2008, Heft 8 S. 427; 評釈 *Astrid Stadler*, IPPrax 2008 S. 405, *Thomas Kleinlein*, RIW 2007, S. 695.
- (6) 二〇〇六年六月一三日フランクフルト・アム・メイン上級地方裁判所判決 IPPrax 331, 2007; VwR 8/2006, S. 307; 評釈 *Ulrich G. Schroeter*, Verbraucher und Recht, 557, 2006; *Dierrich Schefold*, IPPrax 313, 2007; *Peter Sester*, NJW 40/2006, S. 2891; *Peter Schantz*, VwR 8/2006, S. 310.
- (7) 前注(5)①判決
- (8) 「国家緊急事態」「国家緊急避難」など様々な用語が用いられ、定訳があるわけではないようであるが、本稿では、国家責任条文に依拠し、「国家緊急避難」という用語を用いることにする。
- (9) 前注(5)①参照。
- (10) 前注(5)①および拙稿・債務危機二〇八、二二〇頁参照。
- (11) VwR 8/2006 S. 307.

- (12) VUR 8/2006 S. 307.
- (13) VUR 8/2006 S. 308.
- (14) 本件判決当時、アルゼンチン債に関して出されていた仲裁判断は、判決中で言及しているものだけであった。しかし、その後いくつかの仲裁判断が出るに至ると共に、その結論にも違いが見られる。① CMS Gas Transmission Company v. Argentine Republic (ICSID Case No. ARB/1/8) Award (二〇〇五年五月二二日) ② LG&E Energy Corp. LG&E Capital Corp. and LG&E International Inc. v. Argentine Republic (ICSID Case No. ARB/02/1), Decision on Liability (二〇〇六年一〇月三日) ③ Enron Corporation and Ponderosa Assets, L. P. v. Argentine Republic (ICSID Case No. ARB/01/3), Award (二〇〇七年五月二二日)
- これら三つの仲裁判断における国家緊急避難抗弁について考察したものとして、次のものがある。山田卓平「最近の ICSID 仲裁事例における緊急避難をめぐる判断」国際法外交雑誌一〇六巻三号五六頁。なお、結果的に、①の CMS 事件と③の Enron 事件においては、緊急避難抗弁を斥けられているが、②の LG&E 事件では同抗弁が認容されている。
- さらにその後、次の仲裁判断が出されている。
- ④ CMS Gas Transmission Company v. Argentine Republic アルゼンチン政府による①の仲裁判断の取消請求に関するアド・ホック委員会決定 (ICSID Case No. ARB/01/8) (二〇〇七年九月二五日) (annulment proceeding) ⑤ Sempra Energy International v. Argentine Republic (ICSID Case No. ARB/02/16) (二〇〇七年九月二八日)
- 参照：中谷和弘「国家の対外債務は返済しなければならぬか」ロースクール国際法第三回法学教室 No.33号 (二〇〇八年) 一二二頁。
- (15) VUR 8, 2006, S. 309.
- (16) VUR 8, 2006, S. 309-310.
- (17) VUR 8, 2006, S. 310.
- (18) もっとも、この規定の法的性質については、議論がある。またいわゆる特別連結理論を初めて導入したものとしても注目された。本項の解釈に関するわが国の文献としては、次のものがある。折茂豊『当事者自治の原則』(創文社・一九七〇)、西賢「国際通貨基金と国際私法問題」神戸法学雑誌一〇巻三号一二二頁以下(一九六〇年)、岡本善八「国際私法における外国為替管理



- 法」同志社法学六三号二八〇頁以下（一九六一年）、土井輝生『国際通貨協力の法機構』（成文堂・一九六八年）ほか。
- (19) 諸外国の判例の動向については、拙稿「国際私法における為替契約の規制について（一）——IMF協定第八条第二項b号と外国の外国為替管理規定——」法学新報第一〇二巻第七・八号二〇三頁以下。なお、当該規定の法的効果の解釈については、本論文の趣旨から逸脱してしまっているので、本稿では立ち入らない。
- (20) *Nysshann*, 59 *Yale Law Journal*, 421, 426-427 (1950); *ders.*, *Money in the Law* 543.
- (21) *Mann*, *Int'l & Comp. L. Q.* 97, 102 (1947); *ders.*, *Legal Aspect of Money* 384-390.
- 狭義及び広義の解釈についてさらに参照されるのは、足立伸「開発途上国の累積債務問題と法」東京大学大学院法学政治学研究科比較法政国際センター・比較法政研究シリーズ第二号一〇頁以下（二〇〇〇）。
- (22) *Ehke*, *Internationales Devisenrecht*, Heidelberg, 1991, S.240. 同書を訳出したものは、ヴェルナー・F・エプケ、山内惟介監訳、實川和子訳『国際外国為替法（上）（下）』（中央大学出版・一九九五）。
- (23) 詳細については、前注（5）拙稿・債務危機二二—二六頁。
- (24) 一九九三年一月八日連邦通常裁判所判決、*IPRax* 1994, S. 298. ブルガリア事件判決については、拙稿「ドイツ国際私法における外国の外国為替法の適否——いわゆる「ブルガリア事件」判決を素材として——」青森法政論叢三号五八頁（二〇〇二年）
- (25) 前注（5）①判決 S. 784ff. 拙稿・債務危機・二二六頁。
- (26) *Scheffold*, a. a. O. S. 316.
- (27) 国家責任条約第二五条の内容は次の通りである。
- 「1 国は、次の場合を除くほか、自国の国際義務に合致しない行為の違法性を阻却する根拠として緊急避難を援用することができる。」
- できなう。
- (a) 当該行為が、重大かつ差し迫った危険から根本的利益を守るために当該国にとって唯一の方法であり、かつ
- (b) 当該行為が、その義務の相手国または国際共同体全体の根本的利益を大きく損なうものではないこと。
- 2 国は、次のいかなる場合にも、緊急避難を違法性を阻却する根拠として援用することができない。
- (a) 問題とされる国際義務が、緊急避難の援用の可能性を排除している場合または
- (b) 当該国が、緊急避難の状態の発生に寄与した場合」



(43) 前注(5)⑤参照。この判決は、執行免除に関するもので、国債条件に含まれているアルゼンチン国家の主権放棄が、国債と関連する係争に適用されるのかが争われた。

(44) 前注(5)④参照。

(45) 例えば、信森毅博・原俊太郎「円建て外債（いわゆるサムライ債）と債務国危機をめぐる法律問題（上）（下）」ジュリスト一二四号（二〇〇三年）二二六頁、宮野勉「ソブリン・サムライ債における集団行動条項」ジュリスト一二五二号（二〇〇三年）一二〇頁、他。